

# 浜田地区計画総括表

## 【A地区(住居ゾーンA)】

=第2種中高層住居専用地域

- ・ 浜田地区外の施設の屋外広告物の設置の禁止
- ・ ネオン、LEDその他電飾により点滅する屋外広告物の設置の禁止
- ・ 屋上広告物の設置の禁止

## 【B地区(住居ゾーンB)】

=第1種住居地域

- ・ 自動車教習所、床面積15㎡を超える畜舎、ボーリング場・スケート場・水泳場・スキー場・ゴルフ練習場・バッティング練習場の建築の禁止
- ・ 浜田地区外の施設の屋外広告物の設置の禁止
- ・ ネオン、LEDその他電飾により点滅する屋外広告物の設置の禁止
- ・ 屋上広告物の設置の禁止

## 【C地区(うなぎ加工業ゾーン)】

=第2種住居地域

- ・ 自動車教習所、床面積3,000㎡を超える店舗・飲食店・事務所・ホテル・旅館、床面積15㎡を超える畜舎、ボーリング場・スケート場・水泳場・スキー場・ゴルフ練習場・バッティング練習場、パチンコ店・マージャン店・射的場・勝馬投票券発売所・場外車券売場その他これらに類するものの建築の禁止
- ・ 浜田地区外の施設の屋外広告物の設置の禁止
- ・ ネオン、LEDその他電飾により点滅する屋外広告物の設置の禁止
- ・ 屋上広告物の設置の禁止

## 【D地区(沿道利用ゾーン)】

=準住居地域

- ・ 自動車教習所、床面積15㎡を超える畜舎の建築の禁止
- ・ 浜田地区外の施設の屋外広告物の設置の禁止

## 【全体】

- ・ 敷地面積の最低限度200㎡(優良宅地の確保)
- ・ 垣又はさくの構造の制限(避難路としての道路の安全確保)

